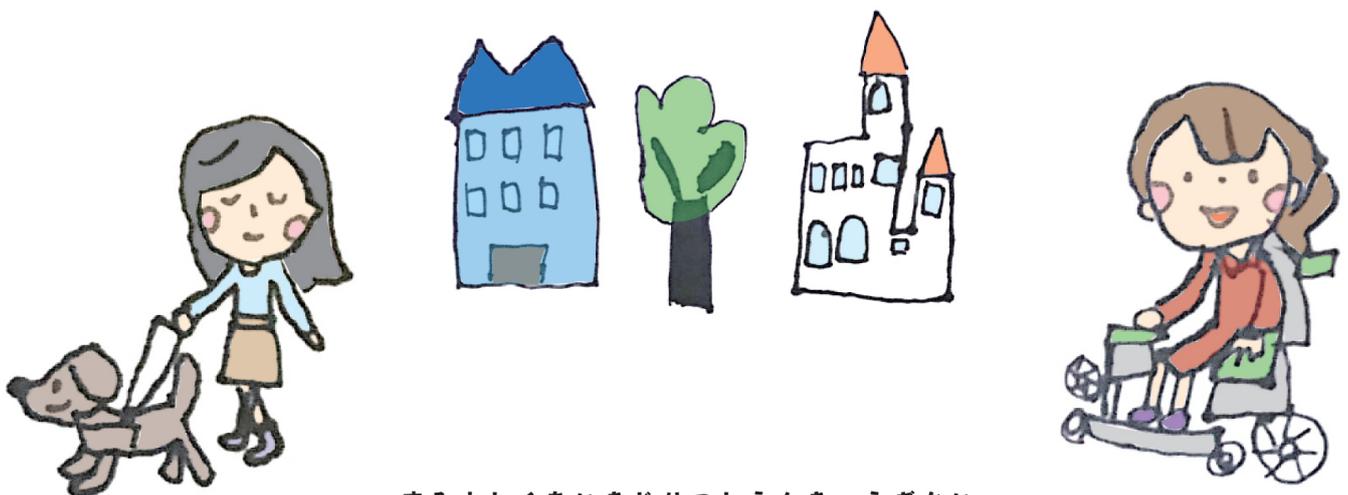


障しょうががいい福ふ祉くし サさーービびスす ハはンンドドブブツツクク

せいかつ こま
生活で困っていることはありませんか？
ゆた じぶん せいかつ
もっと豊かに、自分らしい生活をしましょう！



すみよしくちいきじりつしえんきょうぎかい
住吉区地域自立支援協議会

1. どのようなサービスが使えるの？

① 家の中でのことを手伝ってほしい！

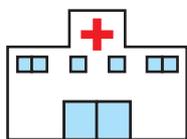
しょう ふうろ
障がいがあるから、お風呂に
はい くるま
入ったり、ベッドから車いす
うつ ひとり
に移ったり、一人でするのが
むずか
難しい。

はん つく そうじ せんたく
ご飯を作ったり、掃除や洗濯な
ど、家のことを手伝ってほしい。

きょたくかいご しんたいかいご
居宅介護（身体介護）
じゅうどほうもんかいご
重度訪問介護
ほうもんにゅうよく
訪問入浴サービス



きょたくかいご かじえんじょ
居宅介護（家事援助）
じゅうどほうもんかいご
重度訪問介護



② 病院に一緒に行ってほしい！

びょういん い つ そ
病院へ行くのに付き添いがほ
しい。
いしゃ はなし
お医者さんの話がわからない
ので、いっしょ き
一緒に聞いてほしい。

にゅういん とき かんごし
入院した時、看護師さんや
いしゃ はなし
お医者さんと話ができるか
しんぱい
心配…

きょたくかいご つういんとうかいじょ
居宅介護（通院等介助）
じゅうどほうもんかいご
重度訪問介護
どうこうえんご
同行援護

じゅうどしょう しゃとう
重度障がい者等
にゅういんじ じぎょう
入院時コミュニケーションサポート事業
じゅうどほうもんかいご くぶん かた
重度訪問介護（区分6の方のみ）

③ 外出がしたい！

食材の買い出しなど、スーパーやコンビニ、薬局に買い物に行きたい。

電車やバスに乗って、映画や遊園地、ショッピングに行きたい。

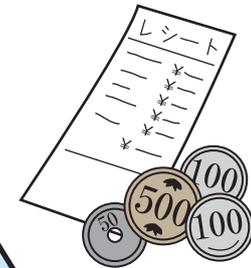
居宅介護（家事援助）
重度訪問介護 同行援護

移動支援 重度訪問介護
同行援護 行動援護

④ お金のことが心配！

障がいがあるので年金を申請したい。

お金の計算をするのが難しく、家賃を払ったり一人で管理できない。



経済的に生活が苦しい・・・

障がい年金

あんしんさぽーと事業
成年後見制度

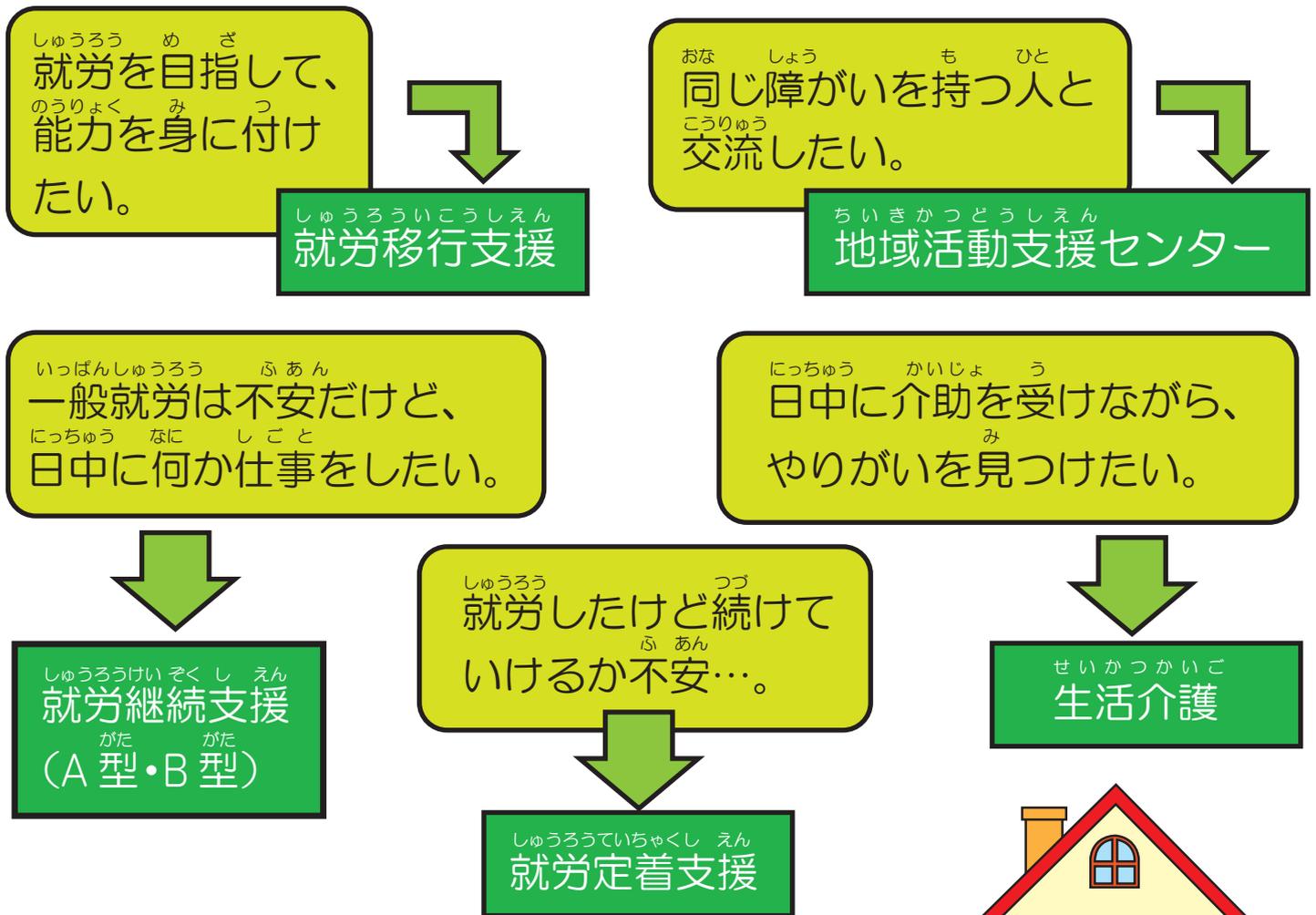
生活保護

⑤ 重度の障がいがあるけど大学で学びたい！

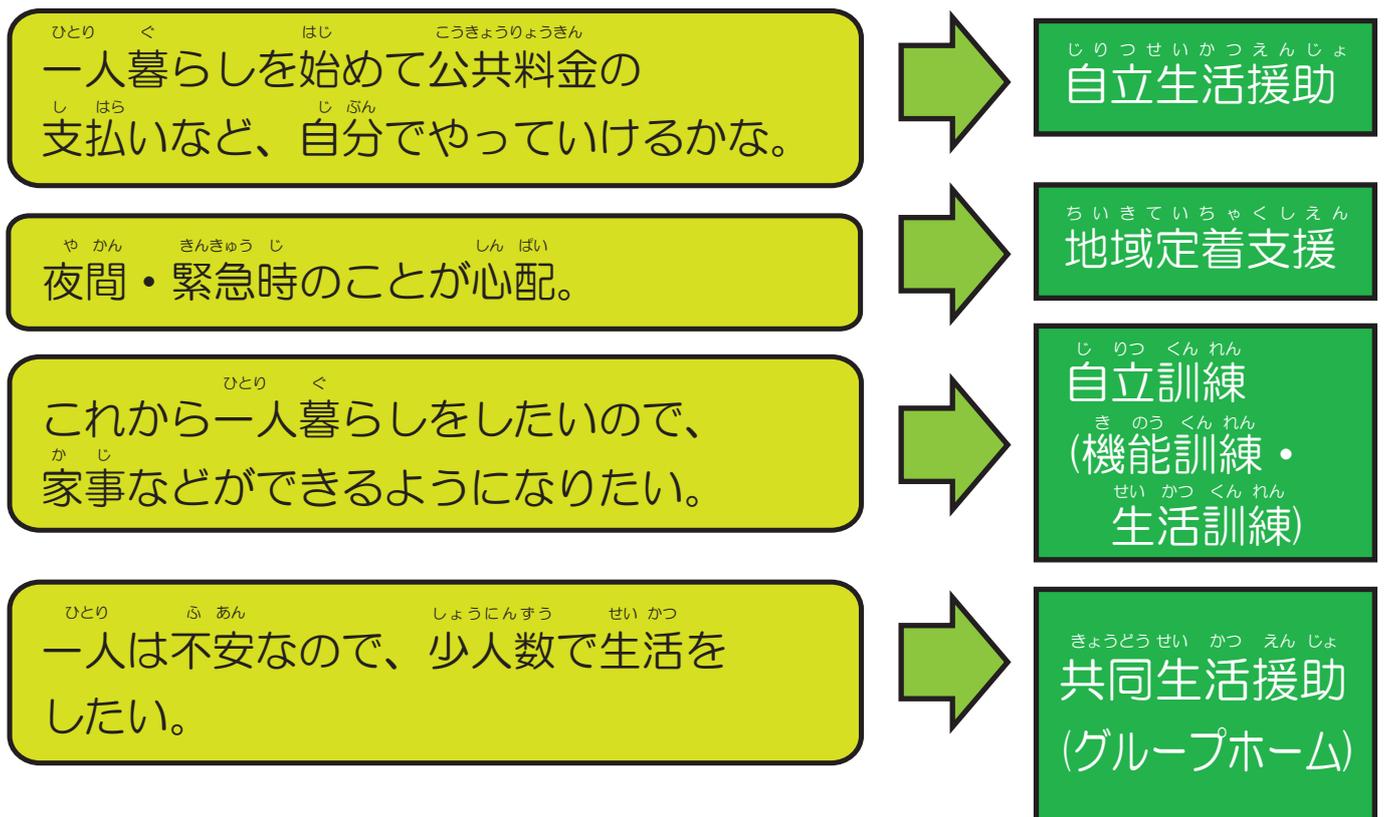
大学に行きたいけど、一人で通学できない。

重度訪問介護利用者の
大学修学支援事業

⑥ 日中に何か活動をやってみたい！



⑦ 住むところ・自立生活のこと



⑧ 家族が入院して一人になってしまった

介助してくれている家族が入院してしまったので、
一時的にどこかで生活したい。

短期入所（ショートステイ）

⑨ 障がいのあるこどもが使えるサービスを知りたい！

障がいのあるこどもの
ことで相談をしたい。
通所できる場所を探す
手伝いをしてほしい。

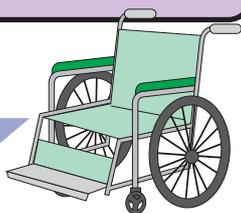
障がい児相談支援
大阪市こども相談センター
住吉区保健福祉センター
子育て相談室

障がいのあるこどもが
通所できる場所がほしい。

児童発達支援
放課後等デイサービス

⑩ 障がいを補う車いすなどを利用したい！

車いすがほしい。
補聴器を使いたい。



介護ベッドなどの
生活がしやすくなる
ための用具がほしい。

住宅内にスロープを
つけるなど、室内を
改修したい。

補装具費の給付

日常生活用具の給付

住宅改修費の給付

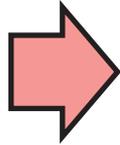
⑪ 困っていることを相談するところは？

生活の中で困ったことを相談したい。障がい福祉サービスを使いたい。



☆住吉区保健福祉センター
 ☆住吉区障がい者基幹相談支援センター
 (自立生活センター・まいど)
 ☆各指定特定相談支援事業所(※1)

気分が落ち込んでいてずっと悩んでいる。精神の専門的な面から相談をしたい。



☆大阪市こころの健康センター
 ☆地域活動支援センター(生活支援型)
 (こころの相談ネット ふうが)

就労について相談しながら訓練していききたい。



☆南西部地域障がい者就業・生活支援センター

家族、福祉サービス事業者、雇用者から虐待をうけているかもしれない…



☆障がい者虐待相談窓口(※2)



お問い合わせ先

住吉区保健福祉センター(※2)	6694-9857
住吉区障がい者基幹相談支援センター(自立生活センター・まいど)(※1 ※2)	6609-3133
地域活動支援センター(生活支援型) (こころの相談ネット ふうが)	6678-9205
大阪市こころの健康センター	6922-8520
南西部地域障がい者就業・生活支援センター	4702-5757

※1 及び ※2 の相談先については上記にお問い合わせください。

2. サービスを使うにはどうしたらいいの？

お住まいの区の保健福祉センターで申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。

(1) サービスを使うまでの一般的な流れ



かね かん
④お金に関するサービス

しょう きぞねんきん
障がい基礎年金

こくみんねんきん かにゆう あいだ しょしんび
国民年金に加入している間に初診日のある
びょうき ほうれい さだ しょう しょうたい
病気やケガで、法令に定める障がいの状態
にあいだ しょう ねんきん しきゅう
にある間、障がい年金が支給されます。

しょしんび さいみまん かた さい
(初診日が20歳未満の方は20歳になった
いこう ほうれい さだ しょう しょうたい
以降に法令に定める障がいの状態にあると
しきゅう くわ かにゆう ねん
きに支給されます)詳しくは加入している年
きん まどぐち と あ
金の窓口までお問い合わせください。

さんこう へいせい ねん がつ しょう き そねんきんがく
【参考】平成30年4月からの障がい基礎年金額

きゅう ねんがく	えん
1級 年額974, 125円	
きゅう ねんがく	えん
2級 年額779, 300円	



とくべつしょう しゃてあて
特別障がい者手当

さいいじょう しんたい ちてき せいしん しょう いちじ
20歳以上で身体、知的、精神の障がい^{が著}
しくじゅうど しょうじとくべつ かいじょ ひつよう かた
しく重度であり、常時特別の介助が必要な方
に支給されます。支給には要件がありますの
で、お住まいの区の保健福祉センターまでお
と あ
問い合わせください。

さんこう へいせい ねんど げつがく えん
【参考】平成30年度月額 26,940円

せいかつほご
生活保護

せいかつ こま かた たい こんきゅう ていど おう
生活に困った方に対して、困窮の程度に応じ
ひつよう ほ こ おこな さいていげん ど せいかつ ほしょう
て必要な保護を行い、最低限度の生活を保障
するとともに、その自立を援助する制度です。
じりつ えんじょ せいど
詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター
くわ す く ほけんふくし
までお問い合わせください。

にっちゅうかつどう しえん
⑤日中活動を支援するサービス

せいかつかいご
生活介護

つね かいご ひつよう かた しょくじ にゆうよく
常に介護が必要な方に、食事、トイレ、入浴
にゆうよくせつび ところ ところ
(入浴設備はある所とない所があります)の
サポートを行うとともに、軽作業や創作的活
おこな けいさぎょう そうさくてきかつ
動を行います。

しゅうろういこうしえん
就労移行支援

いっばんきぎょう はたら きぼう かた
一般企業などで働くことを希望する方に、
いっていきかん しゅうろう かん くんれん おこな
一定期間、就労に関する訓練を行います。

しゅうろうけいぞくしえん がた がた
就労継続支援(A型・B型)

いっばんきぎょう はたら むす かた はたら
一般企業などで働くことが難しい方に、働く
ば ていきょう しゅうろう かん くんれん おこな
場を提供し、就労に関する訓練を行います。

しゅうろうていちゃくしえん
就労定着支援

しゅうろういこう しえん へ いっばんしゅうろう かた
就労移行支援などを経て一般就労した方に、
しゅうろう ともな かんきょうへんか せいかつめん かたい
就労に伴う環境変化による生活面の課題が
しょう ばあい しゅうろうけいぞく はか
生じている場合に、就労継続を図るため、
きぎょう したく ほうもん れんらくちょうせい
企業・自宅への訪問などにより連絡調整や
じょげん おこな
助言を行います。

ち いきかつどうしえん
地域活動支援センター

しょう しゃ かた かよ けいさぎょう そうさくてきかつどう おこな じりつ にちじょうせいかつ おく
障がい者の方が通い、軽作業や創作的活動などを行うことにより、自立した日常生活を送
しえん
ることができるよう支援します。

す じりつせいかつ しえん
⑥住むところ・自立生活を支援するサービス

きょうどうせいかつえんじょ
共同生活援助（グループホーム）

ふくすう しょう しゃ きょうどう せいかつ ば
複数の障がい者が共同で生活する場です。
せ わ にん か じ にちじょうせいかつじょう
世話人などが家事などの日常生活上の
サポートや、トイレ、入浴などの介助、
そうだん おこな
相談を行います。

じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん
自立訓練（機能訓練・生活訓練）

じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく
自立した日常生活または社会生活を送れるよ
う、一定期間、身体のリハビリや生活能力向
上のため訓練を行います。

じつせいかつえんじょ
自立生活援助

ひとり く きぼう しょう しゃ たい ひとり く ひつよう りかいりよく せいかつりよく やしな
一人暮らしを希望する障がい者に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を養う
ため、定期的な訪問や随時電話やメールなどで対応を行います。

いちじてき と ていきょう
⑦一時的に泊まる場所を提供するサービス

たんきにゅうしょ
短期入所（ショートステイ）

しょう しゃ じ かいごしゃ びょうき いちじてき かいご ばあい げんそく つき か いない
障がい者・児の介護者が、病気などで一時的に介護できない場合、原則として月7日以内の
しゅくはく ていきょう
宿泊サービスを提供します。

しょう じ しえん
⑧障がい児を支援するサービス

しょう じ ぞうだん しえん
障がい児相談支援

しょう じ つうしょ
障がい児の通所サービスを
りよう けいかく た
利用するための計画を立てます。

じどう ほんたつ しえん
児童発達支援

きほんてき どうさ ちしき まな しゅうだん
基本的な動作や知識を学び、集団
せいかつ な くんれん おこな
生活に慣れる訓練を行います。

ほうかご どう
放課後等デイサービス

しゅうがくちゅう しょう じ たい がっこうしゅうりょう
就学中の障がい児に対し、学校終了
ご きゅうじつ せいかつくんれん しゃかいこうりゅう
後・休日に、生活訓練や社会交流の
そくしん おこな
促進を行います。

きょたくほうもんがた じどう ほんたつ しえん
居宅訪問型児童発達支援

がいしゅつ むすか しょう じ きょたく ほうもん にちじょうせいかつ
外出が難しい障がい児の居宅を訪問し、日常生活
きほんてき どうさ しどう せいかつのうりよく こうじょう
の基本的な動作の指導など、生活能力の向上のため
ひつよう くんれん おこな
に必要な訓練を行います。



しょう おぎな ようぐ じゅうたくかいしゅう かん
 ⑨障がいを補う用具や住宅改修に関するサービス

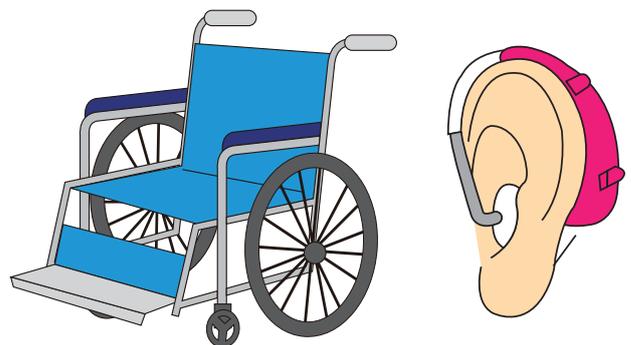
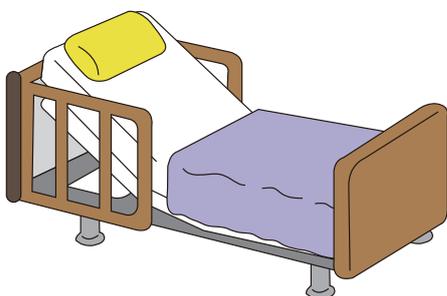
ほそうぐひ きゅうふ
補装具費の給付

しんたいしょう なんびょう かた しんたい きのう おぎな ようぐ しきゅう ひんもく しきゅう ようけん
 身体障がいや難病のある方の身体機能を補うための用具を支給します。品目により支給に要件があります。

しかくしょう 視覚障がい	もうじんあんぜん ぎがん めがね 盲人安全つえ・義眼・眼鏡
ちょうがくしょう 聴覚障がい	ほちょうき 補聴器
したい ふじゆう 肢体不自由	ぎしゅ ぎそく そうぐ ざいほじ そうち くるま 義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・ でんどうくるま ほこうき ほこう ほじよ 電動車いす・歩行器・歩行補助つえ
さいみまん 18歳未満のみ	ざいほじ きりつほじく どうぶほじく はいべんほじよく 座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具
こきゅうき しんそう きのうしょう 呼吸器または心臓機能障がい	でんどうくるま 電動車いす
したい ふじゆう げんご きのうしょう 肢体不自由かつ言語機能障がい	じゅうどしょう しやようい しでんたつ そうち 重度障がい者用意思伝達装置

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
日常生活用具の給付

にちじょうせいかつ べんぎ はか とくしゅしんたい
 日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、
 にゅうよくほじよ ようぐ くるま よう
 入浴補助用具・車いす用レインコート、
 てんじ ようぐ きゅうふ
 点字ディスプレイなどの用具を給付して
 います。



じゅうたくかいしゅうひ きゅうふ
住宅改修費の給付

にちじょうせいかつじょう しょう けいげん ちやくせつこうか
 日常生活上の障がいの軽減に直接効果の
 じゅうたくかいしゅう こうじ ひ きゅうふ
 ある住宅改修の工事費が給付されます。

⑩その他のサービス

計画相談支援

＜サービス利用支援(サービス等利用計画作成)＞
 障がい福祉サービスを利用するための計画を立てます。

＜継続サービス利用支援(モニタリング)＞

一定期間ごとに訪問し、生活状況の変化などを踏まえ、計画が適切かを確認します。

地域相談支援

＜地域移行支援＞

長期間施設に入所または精神科病院に入院している方に対し、地域での生活に移行するための支援を行います。

＜地域定着支援＞

一人暮らし(一人暮らしに近い状態も含む)をしている方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談、情報提供などを行います。

あんしんサポート事業

知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理を行います。



成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人などが、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度です。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、必要な身体介護などを行います。

5. 費用はどのくらいかかるの？

原則として1割の負担と食費・光熱費などの実費負担が必要ですが、利用される方の負担能力によって上限額が設定されます。

①障がい者（18歳以上）の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯(市民税所得割額の合計が16万円未満) ※ただし施設入所者、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

②障がい児（18歳未満）の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯 (市民税所得割額の合計が28万円未満)	通所の場合	4,600円
		入所の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

×毛



しょう ふくし
障がい福祉サービスハンドブック

へいせい ねん がつ はっこう
平成 31 年 1 月発行

へんしゅう
編集
はっこう
発行
れんらくさき
連絡先

すみよし くち いき じりつ し えんきょう ぎかい
住吉区地域自立支援協議会

すみよし く やくしよ
住吉区役所

〒558-8501

おおさか し すみよし く みなみすみよし ちょうめ ばん ごう
大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号

すみよし く ほ けんふくし
住吉区保健福祉センター

ほ けん ふくし か ほ けんふくし
保健福祉課（保健福祉）

でん わ
電話 06-6694-9857

FAX 06-6694-9692

すみよし くち いき じりつ し えんきょう ぎかい
住吉区地域自立支援協議会 HP <http://www.s-kyougikai.com/>